

○9 番（福本耕太君）

9 番、日本共産党の福本耕太です。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

1 つ目の質問は、物価高騰給付金、土庄町で商品券として支給が 1 月の臨時議会で決まりました。この件についてご質問をしたいと思います。

1 月臨時会で町が提案した「物価高騰給付金 1 万円」を商品券で配布するという議案について、私は現金給付に比べて、商品券給付は町の支出、経費が増えるのではないかと問いました。それに対して町は「ほぼ、同額」という答弁をしました。

ところが、同じように 1 月臨時議会で 1 万円給付を現金で給付した、小豆島町では、経費は 300 万円（システム改修費）だけが予算書に計上されていました。

商品券で支給した土庄町は、郵送料 300 万円に加え、商品券作成等にかかる経費として 500 万円が計上されており合計 800 万円でした。

そこで問います。ほぼ同額ということは、小豆島町でも 800 万円かかっているということになりますけれども、残りの 500 万円について、小豆島町ではどのように、予算書には上がってなかったんですけれども、どのような形で使われていたのか具体的に用途を挙げて説明をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、結論から申し上げますと 1 月の臨時議会において、本町が「現金給付と商品券支給の事務経費はほぼ同額である」と答弁した点につきましては、現在もその認識に変わりはなく、客観的な金額に基づいた答弁だったと考えております。

議員は、小豆島町における現金給付の経費を「システム改修費の約 300 万円のみ」と捉え、本庁の経費 800 万円あまりと比較して「同額ではない」というようなご指摘であるかと思えます。しかしながら、現金給付費に伴う経費はシステム改修費だけではありません。現金給付を実施する場合であっても、対象者への通知書の印刷及び発送、口座情報の確認や突合、金融機関への振り込み手数料などが必要であります。

小豆島町の予算状況を改めて精査いたしましたところ、現金給付の実施にあたりましては、ご指摘のシステム改修費のほかに、印刷製本費や郵便料、振込手数料、さらには事務を担う会計年度任用職員の手当等、現金給付に付随する一連の事務経費が計上されております。

これを合算いたしますと、小豆島町の事務費総額が 840 万円となります。これに対しまして、本庁の事務費は 846 万円でございます。

この数字の比較をもって、1 月の臨時会におきましては「ほぼ同額である」というふうに申し上げた次第でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい、わかりました。今の説明でわかりましたので、この質問は終わりたいと思います。

次 2 つ目の質問に入ります。会計年度任用職員の 4 月遡及を早急に実施せよということで、会計年度任用職員への 4 月遡及について、早急に実施を求める立場から、町がこれまで実施してこなかった理由説明について、それぞれの問題点、矛盾点を 3 つの角度から正したいと思います。

1 点目は、年度職員に対する差別的扱いについてであります。12 月議会でも述べたように、差別の定義は「特定の集団や属性を持つ個人に対し、その所属する属性を理由に不当な扱いをすること」であります。

12 月議会で私は町長に対し、「土庄町職員の中で、会計年度任用職員だけを切り離し、4 月遡及を行っていないのはなぜか」と問いました。この質問に対して町長は「職制」が理由だとはっきりと答弁をされました。町の全職員の中で、会計年度任用職員だけを「職制」つまり職員の所属する属性で切り離し、それを理由に不当な扱い、つまり 4 月遡及をしないという行為は、明らかな差別であるということを重ねて強調したいと思います。さらに、総務省の通達でも、年度職員も含めた全職員を遡及対象にするようになっています。これは、あえて国が地方自治体の中で、差別が発生しないように強調しているんだと私は認識しています。12 月の私の質問に対し、町長は「差別している認識、自覚はない」というふうに答弁をされました。それが本心であるならば、認識を改めていただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

令和 7 年 12 月の定例議会でも今回と同様の質問をいただいております。その際にもお答えいたしましたとおり、差別であるという認識はございません。また、意図も一切ございません。

会計年度任用職員制度は、令和 2 年度からスタートした新たな非常勤職員制度であり、正規職員の職務、職責とは異なる部分がございます。そうした中に

において、町といたしまして、会計年度任用職員の処遇改善に最大限努めているところでございますので、何卒ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

私町長にね、質問したんで、町長の口で答えていただきたいんですけども、次は町長の口でね、答えていただきたいと思うんですけど。

正規の職員さんと、それから非正規の職員さん、これは会計年度任用職員さんとの区別というのは「職制」で区別してるわけですよ。

だけど、前回も質問しましたけど「同じ土庄町の職員です」というふうに町長がお答えになりました。同じ土庄町の職員なのに、どうしてね、会計年度任用職員さんに対しては、この4月遡及という未払い賃金を遡ってきちんと支払うということをしていないのか、ということをお聞きしてるわけですよ。

何か施しとか付け加えて、なんかボーナスを上げるような話ではなくて、この4月遡及っていうのは、未払い賃金をきちんと支払うということですから、それは正職員に対してきちんとしないといけないということで、正職員は行ってるはずなんですよ。

だけど、会計年度任用職員やから、未払い賃金を払わなくてもいい。それがその理由が「職制」だからっていうのは理由に当たらないと思うんですけど、そのところをちょっと説明、なぜそういうふうな解釈になるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

会計年度と正職員の違いといたしまして、常勤職員と会計年度任用職員は、制度上の任用形態や職務、職責が異なる職域区分として位置付けております。

そのようなところから、4月遡及について、常勤職員と会計年度職員との差をつけている状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

職責が違う。職務責任が違うというふうにおっしゃってるんですけどね。でも、会計年度任用職員さんを雇用する際には、きちんと契約があってその契約どおりに賃金を支払うということで、雇用をするわけですよ。その契約の賃

金が、物価高騰に伴って賃上げをしなければという話になってるわけですから、賃上げ分も契約の賃金になるわけですよ。

だから、正規の職員の方にきちんと支払いをしてるっていうのは、その未払いになってる部分の賃金を払ってるってことなんで、これを「職制」で分けて、会計年度任用職員さんには払わなくてもいいという理屈にはならないと思うんですよね。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの答弁のとおりでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

答弁が同じだったんですけども、これね、もう一度しっかりと考えていただきたいと思います。

私はこれもう全くね、行政の中で差別が起きてるっていうことを、皆さんに訴えたいと思います。これ今、4月遡及という賃金の話ししてるんですけど、こんなことがね、まかりとおっていったら、これから他のことでも、会計年度任用職員さんに対して「職制」でいろんなペナルティーを与えていくとか、いうことをやっていくんじゃないかと私は懸念してます。

「職制」で何かを区別して、本来受けられるものを受けられないようにしてしまうとかっていうのは、僕は違うと思うんで、ずっとこれをやっぱり考えていってほしいと思います。私はこれを言い続けようと思ってますんで、きちんと納得してもらえるまで、差別行政をやめるべきだということを強く訴えたいと思います。

それでは2つ目の角度から質問したいと思います。遡及の財源について、町の認識を正したいと思います。

町は「全職員に遡及すれば5000万円かかる。しかし国は4000万円しか交付をしていない。だから年度職員には支給をしていない。」と説明をされました。

しかし、これも認識が間違っていると私は思います。第1に国は、町に宛てた文章の中で、会計年度任用職員も含めた全職員の4月遡及を行いなさいと通達を出しています。その上で、必要経費の5分の4、4000万円を町に交付しています。つまりこの場合、5分の1は土庄町の責任で自己財源から支給をしなければと国は言っていると捉えるのが正しい認識ではないかと私は思います。

そう考える根拠になりますけれども、非正規労働者などで作る労働組合自

治労連の試算によると、土庄町が年度職員に、4月遡及を行った場合では、国の交付金4000万円のうち、200万円が余る計算になります。つまり、町が年度職員に遡及をしなければ年間200万円の国の交付金、本来年度職員に支払うべきお金が町の内部留保になってしまいます。ここにも、町の認識が事実と異なっている点が数字であらわれていると、私は思うんですけども、町長は認識を改めて800万円を町費から支出をして、年度職員の4月遡及に充てるべきだと考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

労働組合の試算方法、内部留保の考え方につきましては、わかりかねますが、令和7年度財源措置につきましては、国から明示されておりますのは、正規職員と会計年度任用職員の区別を設けずに、両方の給与改定費として3094万1千円が措置されただけでございます。

土庄町において、実際に正規職員と会計年度任用職員、両方の給与改定と4月遡及を実施した場合における所要額は6300万円余となりまして、3200万円不足するということになってございます。

こうしたことから、今期におきましては、財政状況や職務の性質等を鑑み、地方公共団体の裁量として、会計年度任用職員の給与改定を令和8年4月からとしたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

まず1点、数字が変わってるんですね。

全職員に遡及すれば5000万円かかるんだっていうふうに前説明されたんですよ。それに対して国からの交付金は4000万円ですと、1000万円不足してるんですっていうふうに答弁されたのは、町当局の方なんですよ。

その数字が今聞いたら変わってるんですよ。

それはやっぱり、前回の答弁をひっくり返す話になりますから、話をまぜ返すようなことはしてほしくないんですよ。まず、それとね、もうちょっと金額の話で、そうやってころころ、ころころ変わるんだったら、ここから話が進まないの、その部分で時間とりたくないの、それに対しての答弁は必要ありません。

私が言いたいのは、さっき総務課長もおっしゃったんですけども、国からの文章の中には年度職員も、それから、正規の職員も遡及を行いなさいということ

をちゃんと書いてあるわけですよ。書いてあった上で、それに必要な経費の全額がきてないわけですよ。ということは、足りない分に関しては、地方自治体の責任ですよって言うことを言うてるに等しいんじゃないですか、これに関してはどうですか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の再質問にお答え申し上げます。

答弁必要ないということだったんですけど、先ほどの数字につきましては、先ほど濱口課長の方から申し上げたのは、今年度7年度の数値でございます。12月の答弁でしておりますのは、6年度の数値でございますので、直近の数字としまして、7年度の数字を濱口課長の方からお答えしたものでございます。

その上で、福本議員からのお尋ねの国の通知云々というお話でございますが、私どもにとりましても、実に悩ましいところというのがもう率直なところでございます。その悩ましい理由は、国の通達と財源措置が必ずしもリンクしていないというところでございます。

福本議員のご指摘のとおり、会計年度任用職員についても「常勤職員の給与改定にかかる取り扱いに準じて改定することを基本とし」という国の通知がございます。ところが、先ほど説明したとおり、それに見合った財源措置は伴っておりません。国にしてみれば、議員がおっしゃるとおり、不足分は地方公共団体で出してもらいたいのかもしれません。

しかし、その強要は、国としてもできないので、大変玉虫色の内容の通知となっております。不適切な事例として挙げているのは「単に財政上の制約のみを利用して、期末手当または勤勉手当の支給について抑制を図ること」それから「新たに期末手当または勤勉手当を支給する一方で、給料、報酬や期末手当について抑制を図ること」という極端な例を挙げております。

おそらく、会計年度任用職員の遡及分までを含めた財源措置をきちんと行われておればですね、もっと明確な通達指示になるものと思われまます。

したがって、国は、基本的な方向性を示しながらも、その財源措置が不十分であることと、地域の実情を踏まえて最終的には地方公共団体の裁量に委ねるものであることを認識しているものと考えております。本町といたしましては、本町が置かれている諸般の事情を総合的に勘案して判断しておるところでございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

実際ね、いま副町長言われたみたいに、国の方は会計年度任用職員にもきちんと遡及しなさいと言いながらお金を全額出してないという事実はあると思います。

これは町長の方から、町村会を通じて全額出してくれと言うて国に声を上げていくのが町長の果たすべき役割だと思いますし、もうそれもされてるんじゃないかというふうにも思いますけれども。それをそういう努力もしながらもです、やはり国の方が全額出してないからといって町の判断で出さなくてもいいと。それを「職制」で出さないようにしているという話になってくると、やはり役場というのは、一人一人の職員が主人公で、頑張っておられるから地域が回っていくわけで、人材こそやっぱり宝やと私は思います。そこを蔑ろにしてしまったら、たとえ町長がね、どんなにいい政策をやっても職員の魂に火がつかないと思いますよ。

そこで3番目の質問に入りたいんですけど、町長ね以前、ほかの自治体の動向を見ながら検討するとおっしゃったんです。確かに香川県を見ますとね、8市9町の内、8つの市はもう全部ね、遡及してるんです。町は1町だけですかね。2町ですかね。ぐらいなんですかね。少ないです。でもね、確かに香川県はそうなんです。でも、他の自治体を全部見ますとね、全国から香川県に限らずに、全国の自治体を見ますと、これも自治労連の調査なんですけども、全国で7割を超える自治体で、会計年度任用職員にちゃんと4月遡及してるんですよ。僕はねこの7割を超える自治体のやってることの方が信義だと思います。

先ほども言いましたけども、一人一人の職員を大事にする年度職員も含めて大事にすることによって、町長が提案した内容に魂が入るし、職員一人一人がやっぱり住民さんに、気持ちよく向き合える土庄町をつくることができると思うんです。

今説明しましたけども、町長は他の自治体を見ながら、動向を見ながら検討するって前回おっしゃったんですけども、で言うんだったら全国見れば、7割を超える自治体でもう4月遡及してるわけですから、この全国の基準に合わせて、土庄町も遡及していくべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の3点目のご質問にお答えいたします。

福本議員から頂戴いたしましたご意見、ご主張につきましては、その重要性を十分に理解しており、町としましても真摯に受けとめております。しかしながら、本件につきましては、限られた財源の中で、町全体の均衡ある発展と、

すべての町民サービスを維持するため、わが町の判断に基づいたものでございます。何卒ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

時間もございますので、最後に重ねて申し上げたいんですけども、土庄町の円滑な運営をしていくためには、何があってもやっぱり職員の賃金を払うということが僕は第1前提やと思います。そこを抜いて、良い町っていうのは作っていけないと思いますし、これでもう決定じゃなくて、ぜひね、皆さんの知恵を出していただいて、4月遡及きちんとやっていただきたいということを訴えまして2つ目の質問を終えたいと思います。

3つ目の質問に入ります。

町単独の補聴器購入補助の実施を求めるという内容になっております。来年度から県の制度で、加齢性難聴に対する補聴器購入補助が上限3万円で行われます。加齢性難聴は、放置すると認知症を進行させることが医学的にも報告されており、高齢者と高齢者を支える家族にとっても、補聴器の購入補助は今後ますます必要になっていきます。

そこで、土庄町として単独で補助を行い、県の購入補助に上乘せする形で購入補助率を引き上げていただきたいというふうに提案をいたしますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

難聴は、コミュニケーションの困難さを引き起こし、他者との交流や外出の機会といった社会的活動の減少をもたらすことから、認知機能に悪影響を及ぼす要因の一つとされています。

町における難聴者の補聴器購入に対する支援としましては、障害者総合支援法に基づく補助制度があり、これは聴覚障害2級の重度難聴者または3級から6級の高度難聴者で、医師が必要と認めた方を対象としております。しかしながら、これに該当せず、特別な病気や外傷がないにもかかわらず、年齢とともに自然に聴力が低下した加齢性難聴者に対し、独自の助成制度を設けている自治体は、これまで県内には存在しませんでした。

令和8年度から、香川県が実施する加齢性難聴対策推進事業は、認知症対策の一つとして、加齢性難聴者に補聴器の購入費用を助成し、加齢性難聴に関する普及啓発を行うことを目的としています。

対象者は、町内に居住する 65 歳以上、かつ聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方で、加齢性難聴に関する講義を受講した上で、耳鼻咽喉科への受診勧奨に基づいて受診し、補聴器使用が必要と認められることが要件となります。補助額は、補聴器購入額の 2 分の 1、上限 3 万円で全額県費補助です。

お尋ねの町による上乘せ補助については、まずは、本事業を通じて対象者のニーズの把握や事業効果を見極める必要があるため、現時点では考えておりません。町としましては、来年度は購入希望者向けに、介護予防教室等で、県から派遣される言語聴覚士による加齢性難聴に関する講義の機会を設け、補助対象となった方の申請書類の取りまとめや連絡調整などを行うかたちで、本事業に参画してまいります。

また、実際聞こえづらさを感じていても、補聴器の装着に抵抗があったり、購入しても使用を中止してしまうケースも見受けられます。今年度は介護予防サポーターのつどいにおいて、「難聴と認知症」というテーマで講座を開催いたしました。今後も介護予防という観点から、早期発見の重要性や、適切な補聴器の導入が高齢者の日常生活の質の向上につながることを周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今んところまだ考えてないということなんですけれども、香川県では、市町村で単独で実施している自治体がないということなんですけどね。

全国では、もうすでに今回香川県がやる前から、市町村単独で補聴器の購入補助をやっている町があります。ですので、その気になれば、土庄町でもできると思いますし、ぜひそこは町長にもこれから考えていただきたいというふうに思うんですけども。

もう一方でね、土庄町はこれまで病気にならないように、予防のためのところにもかなりね、予算を割いてこられていると思うんです。それすごくね大事なことだと思っんです。健康寿命を伸ばしていくという努力は、すごく大事なんですけど、耳の加齢性難聴に関しては、なかなか努力しても、補聴器をつけないで生活しててどうこうなるという話じゃないんで、むしろその補聴器をつけることによってきちんと 1 つの会話ができると、そのことによって認知症を防いでいくっていう、力になりますので、そういう意味では、土庄町が力を入れている予防事業ですねにも当たると思いますので、引き続き検討の方、町長にお願いしたいと思っんですけど、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。適切な支援のあり方を検討してまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ぜひお願いしたいと思います。

それでは4つ目最後の質問に入ります。

「まちなか道の駅（仮名）」建設にかかる費用をについてです。先日、開かれた公共用施設跡地等利活用検討特別委員会におきまして、町は旧庁舎の取り壊しと「まちなか道の駅（仮名）」の計画について構想を説明いたしました。

そこで大きく3点について問いたいと思います。

1点目は、旧庁舎の取り壊しについてであります。

1、取り壊しの費用総額は、現段階で幾らぐらいかかるというふうに見込んでおられますか。

2、町単独の支出割合と国費の割合。また、国費支出の返済をどのような流れになるのかについて、わかるところを教えてくださいと思います。

3点目ですけれども、次の建設計画がなければ、言うたら、旧庁舎をこれから潰そうと、あるいは耐震化ができていせんから潰さなあかんのですけれども、あれを潰そうと思って国費を国に、国庫補助をもらおうと思った場合は、そのあとに建物を建てないと、国庫補助がおりてこないというふうになってるのか、それとも、駐車場とか広場とか更地利用でも、建物利用であったとしても更地利用であったとしても、利用するということがわかっているならば、国庫補助が受けられるのかどうか、まずその3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目です。旧庁舎の取り壊し費用につきましては、取り壊しの設計等を行っていないため、不明ではありますが、令和3年の6月の定例会の一般質問の答弁では「新庁舎の建設工事に伴う旧土庄中央病院の解体工事の例によれば、1平方メートル当たり単価が約5万2千円で、最低でも1億4331万円の程度は必要であると考えられますが、建物の構造によりまして、実際の解体費用については増減が見込まれるものと考えております」と答弁しております。当時より約4年9カ月経過しておりますので、増加しているのではないかとこのように考えられます。

また、2点目3点目を一緒に答えさせていただきます。

まず、取り壊しの費用に関しまして、取り壊し費用単独による国庫の国の直接的補助金はございません。通常は地方債制度によりまして、地方債の発行が一般的でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

2番目3番目の質問の答弁がもうちょっとわかりにくかったんですけど、町単独で潰すということはないと。国庫補助がなかったら潰せないですよっていうことを言われたんですか。

それと、跡地の利用で建物を建てないと補助金が出てこないのか、それとも跡地を更地で使っても、建物を建てても補助金ってのは関係ないのか、それに対して関係ないのか。そこをちょっと1回確認したいと思って質問したんで、そこをもうちょっとわかりやすく説明してもらえますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

はい。再質問にお答えいたします。

まず、建物を壊すだけの国庫補助はあるのかというところでございますけど、それはございません。

それと建物を利用せずに、結局なしに潰すだけっていうのに対しては、先ほどの地方債の制度によりまして、地方債を発行してやるというようなことでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今わかったのは、壊すだけだったら、町単独で壊すだけというのはない。違うな。壊すだけで国の、ごめんなさい。もう1回言うてもらってもいいですか。ちょっと理解できない。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

建物を壊すだけの国庫補助の制度はございません。町の負担になりますというところでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

建物を潰すだけは、国庫補助はなくて町の負担になりますよと。もう1つ踏み込んで聞いてるんですけど、国庫補助を受けようと思った場合は、新たな建物建てる計画がなかったらいかんのか。それとも潰したあとその土地の活用に対しての計画があればいいのか、土地の利用計画があれば補助が受けられるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたい。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

はい。国庫補助を受けるためには、当然全体計画が必要になります。

その計画の中において次の建物とか何かを施設をするということに付随して、取り壊しが必要になるというような意味になりますので、国庫補助を受けるといようなことになると、次の計画、次の施設がどういうものにするかという計画をきちんと示さなければいけないということになります。計画だけの文章だけでは、ちょっとそれでは通らないということになります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

つまり、潰すのは、国の補助はありませんと。

次作るときに、新しい建物を作ったりとか次の計画に対しての国庫補助はありますよってという説明で合ってるんでしょうか。そういう理解で合ってるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

全体の計画、次の施設を造るときの国庫補助があると思うんですけど、その時にこの計画の中にその建物があれば、次のものがつukれないということになりますので、それを潰すことも、一連の計画であるというふうに認められれば、国庫補助の対象になるということになります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。わかりました。

では、2番目の質問入ります。道の駅の建設にかかる費用なんですけども、費用の総額をどのぐらいで見込んでいるのか。

それから2つ目は、町単独の支出割合と国費の割合。また国費支出の返済を

どのような返済はどのような流れになるのかについてお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

まずは、現時点では、概略設計さえできていない状況でございますので、この建設費用をですね、どうなるかということを示すことはちょっとできません。

また、どのような国の補助メニューをですね、活用するかという言葉につきましても、今後ですね、どういうメニューがあって、どのような有効な補助メニューでいけるかということを検討してまいりますので、今のところまだ全然決まってない状況でございますので、現時点ではちょっとお答えすることができません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

それでは3番目の質問に入ります。

公設民営を検討しているということなんですけれども、1つ目の質問は、募集とか運営、管理で、町が負担する費用の総額をどのくらいで見込んでるのか。つまり、ランニングコストですね、公設民営ですから運営するのは、民間が運営する、町がお金を出して作るんですけども、運営をするときに、土庄町が支出をしなければならない、ランニングコストがあるのかどうかというところ、数字的には今まだはっきりしないという答えになるかもしれませんが、そういうことも含まれるんかどうかっていうことを見込んであるかどうかということをお伺いしたいと思います。

ちょっと順番に行きます、一遍に言ったらあれなんで。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の3つ目の質問にお答えいたします。

1番の方です。建物や整備がどの程度のものなるかということが、現在決まっておらず、次にDBO方式を採用して行うというようなことで、今検討しておりますので、民間の役割分担や費用負担の枠組みをどのように今後設定しているかということによって、ランニングコストや将来的費用の組み方が変わってくると思います。DBO方式で考えているということは、町の負担もある程度、必要ではないかというふうな部分は考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。それでは、建物をつくった場合ですね、将来には必ず取り壊しをしなければならないということなんですけども、ランニングコストの採算を取りながら、この取り壊しの費用も、ストックしていかんといけないということになるんですけども、そこについては、どのような計画を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

役割が終わった施設の取り壊し費用につきましては「まちなか道の駅」にかかわらず、どのような施設を造った場合でも必要になるものであるとは考えております。ただ、試算することは可能であるんですけども、その費用をどういうふうに計画の中で差し込んでいくかということは、今後の検討になります。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

3番目ね、大赤字が出た場合どうしますかと、どういう対処するんですかという質問を聞こうかと思ったんですけども、それを聞くまでもなく、計画が途中やから、わからんという話になってくると思うんですけど。

例えば、これから経済的にもものすごく右肩上がりですね、高度経済成長期のように、将来がすごい、こう経済が発展するという見込みがあるような流れの中で、そういう経済の中にあるんだったら、スクラップ・アンド・ビルドっていうものの考え方はあるのかもしれないんですけど、今むしろ逆で、どんどん経済が縮小していってると。そこでね、私は潰すのは潰さんとあかんと思うんですけど、新しい建物を建てていくってなったら、それはいずれ潰さんとあかんようになるわけですから、これからもっと財政的にも厳しくなっていく中で、このスクラップ・アンド・ビルドっていう考え方が通用するかどうかという点からいうと非常に疑問を感じてます。そういう意味では今後の説明の中でもそうなんですけども、今答えることができないっていうふうにおっしゃったことですね、それから将来設計ですね、計画自体の将来設計もきちんとやっぱり示した上で、かつ、処分のことも考えた上できちんと説明をしていただきたいということを述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

